

松江市省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業費補助金 Q&A

(令和 8 年 3 月 23 日時点)

1. 制度全般について

Q1: 導入を予定している機器等について、他の補助金制度との併用は可能ですか？

A: 同一の機器等について、国、県、市等の他の補助金との併用はできません。国や地方公共団体が行う補助事業等の採択を受けていないことが条件となります。

Q2: 機器等 1 台あたりの補助対象経費が 10 万円未満でも申請できますか？

A: 申請できません。補助対象となる機器は、1 台ごとに補助対象経費が 10 万円(税抜)以上のものに限りです。

Q3: 補助対象となる農業者の要件を教えてください。

A: 以下の全ての要件を満たす方が対象となります。

- ・市内に営農地を有しており、補助事業申請時および完了時において、認定農業者、認定新規就農者、または担い手以外の農業者等である者。
- ・市税の滞納がない者。
- ・今後も農業を継続する意思がある者。
- ・交付決定日から令和 9 年 1 月 18 日までに機械の導入や設置を完了し、実績報告を提出できる者。
- ・本申請の事業において、国や地方公共団体が行う補助事業等の採択を受けていない者。

Q4: 1 事業者あたり 1 回の申請で、複数の機器等を申請することは可能ですか？

A: 可能です。ただし、1 台ごとに補助対象経費が 10 万円以上である必要があります。

Q5: 具体的にどのような農業機械が補助対象となりますか？

A: 省エネルギー・省力化に資する遠赤外線穀物乾燥機、農業用除草機械、ディスクハロー、ドローンなどです。その他補助対象かどうか分からない場合は、お気軽にお問い合わせください。

Q6: 補助対象外となる機器はどのようなものですか？

A: 1 台あたりの補助対象経費が 10 万円未満の機械。また、運搬用のトラック、パソコン、バックホーなど、農業経営以外の用途にも容易に転用できる汎用性の高いもの。

Q7: 中古の機器は補助対象になりますか？

A: 既存機器の有効活用や事業費の低減といった観点から適当と判断される場合、中古品の導入も認められます。ただし、残存耐用年数が2年以上であることが条件です。

2. 応募について

Q8: 応募期間はいつからいつまでですか？

A: 募集期間は、2026年3月25日から同年4月30日までです。

Q9: 応募はどのように行えばよいですか？郵送や持参でも可能ですか？

松江市役所産業経済部農政課窓口、郵送(消印有効)又はメールにより申請してください。

Q10: 応募の際に提出する必要がある書類を教えてください。

A: 以下の書類が必要です。

- ・松江市省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業費補助金応募用紙(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・見積書の写し(2社以上)
- ・機器等の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料
- ・省エネルギー・省力化に資する機器等であることが証明できる資料(カタログ等の資料等)
- ・直近の確定申告書類等の写し等(栽培品目、経営面積、減価償却資産がわかるもの)
- ・その他、市長が必要と認めるもの

Q11: 応募書類を提出した後、選考結果はどのように通知されますか？

A: 松江市産業経済部農政課において選考を行い、補助対象者を決定します。選考の結果については、「補助金選考結果通知書(様式第3号)」により、応募者全員に通知します。

Q12: 応募後、選考で採択されなかった場合は、補助金を受け取ることはできませんか？

A: はい、選考で採択されなかった場合は、補助金を受け取ることはできません。

3. 応募選考後の申請方法について

Q13: 選考で採択された後の交付申請の方法は？

A: 松江市役所産業経済部農政課窓口、郵送(消印有効)又はメールにより申請してください。

Q14: 補助金申請の際に必要な書類は何ですか？

A: 以下の書類が必要です。

- ・補助金等交付申請書
- ・事業計画書
- ・収支予算書
- ・見積書の写し(2社以上)
- ・機器等の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料
- ・省エネルギー・省力化に資する機器等であることが証明できる資料(カタログ等の資料等)
- ・その他、市長が必要と認めるもの

4. 補助対象経費について

Q15: どのような経費が補助対象となりますか？

A: 補助対象となる経費は機器等の購入に係る経費です。※補助対象機器等の設置に伴う配線や配管、稼働する上で最低限必要となる付属品は対象です。

Q16: どのような経費が補助対象外となりますか？

A: 以下の経費は補助対象外です。

- ・交付決定前に当該補助対象機器等の導入に係る契約等を締結しているもの。
 - ・各種保証・保険、振込手数料等。
 - ・既存機器等の処分に係る費用。
 - ・公租公課。
 - ・補助対象経費以外の経費と混同して支払われており、補助対象経費との支払いの区別が難しいもの。
 - ・他の補助金の補助対象経費として計上する額。
- 運搬用のトラック、パソコン、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの。

5. その他

Q17: 見積書を取得する際の注意点はありますか？

A: 2社以上の見積書の提出が必要です。なお、機器の付属品がある場合は、一式ではなく本体及び各付属品の名称や価格がわかるようにしてください。

Q18:実績報告書の提出期限はいつですか？

A: 納品や支払いをした上で、令和 9 年 1 月 18 日までに提出する必要があります。

Q19: 財産処分の制限はありますか？

A: 補助金の交付を受けて導入した全ての機器等は、松江市補助金等交付規則および総務省所管補助金等交付規則に定める処分制限期間に相当する期間、財産処分の制限を受けます。